第７章の２．の⑸中「二種類」を「三種類」に、「第36条」を「第37条」に、「第37条」を「第38条」に、「第55条」を「第65条」に改め、①のｂ）の次に次のように加え、

ｃ）認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された大規模小売店舗（以下「認定特例大規模小売店舗」という。）

認定特例大規模小売店舗は、認定民間中心市街地経済活力向上事業計画に定める所在地に新たに大規模小売店舗が出店する場合は、第一種特例区域と同様の特例を適用するもの（法第58条関連）である。

手続としては、民間事業者が市町村経由で経済産業大臣に認定を申請し、経済産業大臣が都道府県知事に協議し同意を得る。同意に際しては、都道府県が公告・縦覧を行い住民等が意見表明を行う。

第一種特例区域及び第二種特例区域については、区域のみを指定するのに対し、認定特例大規模小売店舗においては、特例を受ける時点で大規模小売店舗の設置者や立地場所が特定されているため、地域住民等の同意が円滑に得られるようになると期待される。

③を④とし、②の次に次のように加え、

③　認定特例大規模小売店舗の留意点

大規模小売店舗の立地により新たな渋滞の発生が予測される場合等には、関係する地方公共団体や道路管理者・公安委員会において都市計画の見直しや付加車線の設置、信号設置、信号現示の調整等が必要となる場合もあるので、設置者は、予め十分な調査・予測を行うよう努めるとともに、道路管理者、公安委員会などの関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意しなければならない。

また、都道府県は、必要に応じて認定特例大規模小売店舗についての説明会の開催等を求めることができるため、設置者は、住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努めることが必要となる場合があり得ることに留意しなければならない。

④中「法第13条」の前に「認定基本計画の計画期間が終了した場合又は」を加える。

第８章の１．の⑵の①のｂ）中「バスロケーションシステムの導入のほか、」の次に「ＢＲＴの導入（走行空間の整備等）、」を加える。

第８章の中「２．特定事業」を「２．特定事業及び措置の内容」に改める。

第８章の２中「商業の活性化」を「経済活力の向上」に、「第46条」を「第56条」に、「第９項」を「第11項」に改め、「特定事業を実施」の前に、「特定民間中心市街地活性化事業又は特定民間中心市街地経済活力向上事業として」を加え、⑸の次に次のように加える。

⑹　道路の占用の許可基準の特例措置

①　趣旨

本制度は、市町村又は認定基本計画に基づく事業を行うものが、道路等の公共空間を活用することで、まちの回遊性・にぎわいを高めるための事業が行えるようにするための特例措置の一つであり、市町村の活性化施策の選択肢を増加させることで、中心市街地の活性化に資するものである。

②　措置の内容

道路法上、道路を占用しようとするときは、道路管理者の許可を受けなければならないとされているが、当該許可に際しては、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの（以下「無余地性」という。）などの基準に適合する場合にのみ、道路管理者は許可を与えることができるものとされている。

そこで、認定基本計画に記載された施設等の道路の占用であり、道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域に設けられる施設等であるなどの要件に該当する場合において、当該認定基本計画の期間内に限り無余地性の有無にかかわらず、道路管理者が当該施設等の占用に係る許可をすることができる旨規定するとともに、道路管理者が特例の適用を可能とする道路の区域を指定するに際して、当該道路を管轄する警察署長への事前協議、道路管理者が指定した道路の区域及び施設等の種類についての公示義務についても規定し、中心市街地の活性化を進めることとする。

③　留意点

道路の占用に係る許可権限は道路法（昭和27年法律第180号）上、道路管理者に与えられており、また道路の占用の際に併せて必要となる道路の使用許可の権限は道路交通法（昭和35年法律第105号）上、警察署長に与えられていることにかんがみ、道路の占用許可に係る事項を定める際には、道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得ることに留意しなければならない。

第９章の１．の⑴中「様々な関係者が情報交換を行い、」を「これに関わる市町村、地域住民、地域経済団体、民間事業者、ＮＰＯ、地域金融機関、地域交通事業者等、様々な関係者が情報交換や濃密な議論を行い、」に改める。

第９章の１．の⑵中「商業の活性化を図る取組」を「経済活力の向上を図る取組」に、「主体的に取り組む」を「共通の理念の下に主体的かつ積極的に取り組む」に、「アイディア」を「考え」に改め、「中心的な役割を担うものである。」の次に次のように加え、

協議会は、基本計画の案の作成に向けた協議を自ら積極的に行うことや、市町村に対して参加を要請し、基本計画の案や認定基本計画の見直しの提案を行うための協議を積極的に行うなどの意欲的な取組が期待される。

また、協議会については、都市再生特別措置法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会との構成員の一部共通化や合同開催などにより、計画策定等に当たって綿密な連携を図ることが望ましい。

「財団法人民間都市開発推進機構」の前に「一般」を加え、「特定民間中心市街地活性化事業」を「民間中心市街地商業活性化事業、特定民間中心市街地活性化事業及び特定民間中心市街地経済活力向上事業」に改める。

第９章の２．中「一体的推進」の後に「等」を加え、「地域ぐるみで取り組むことが重要である。」の次に次のように加える。

また、市町村は、法第５条の「国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策を策定し、及び実施する義務を有する」という責務規定にかんがみ、協議会への参加を要請された場合はこれに積極的に応じるとともに、協議会からの意見を尊重することが重要である。

第10章の１．中「地方公共団体」を「市町村」に改め、「認定に際しては」の前に「特に中心市街地の活性化の取組を行う一方で、周辺部の開発を容認すると、中心市街地で空き家・空き地等が発生するなど、効果的かつ効率的な活性化の推進が図られない。」を加え、「の開発状況」を「における民間開発のコントロールの取組状況」に改める。

第10章の２．中「地域の実情等に応じた都市計画手法の活用が考えられる。」の次に次のように加え、

また、立地適正化計画を策定することにより、居住機能を居住誘導区域に誘導するとともに、医療、福祉などの生活サービス機能を都市機能誘導区域に誘導することが考えられる。さらに、必要に応じて、特定用途誘導地区の活用により、医療など特定の用途に限って容積率の緩和や用途緩和を行うことが考えられる。